平成３０年（フ）第３０号
熊本県菊池郡大津町大字大津564番地８　コンファティーブＧＨ　Ｆ棟３号、住民票上の住所熊本県菊池郡大津町大字大林490番地
債務者　山口　鶴男
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第６８号
熊本市北区大窪２丁目６番20号（明生病院内）、住民票上の住所熊本市西区池田２丁目32番２号　アレグロＡ―13
債務者　村上　徹郎
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２７号
福島県郡山市八山田５丁目377番地
債務者　亀山弥恵子
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第６号
兵庫県揖保郡太子町矢田部177番地１　サンワプラザ太子404号室
債務者　石原　智子（旧姓山野）
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第３６６号
和歌山市有本667番地　小池マンション305
債務者　ショップラヴリーこと　阪井　　弘
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３８０号
和歌山市東蔵前丁21番地
債務者　山野　浩正
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３８２号
和歌山県橋本市高野口町名古曽200番地の６
債務者　福住　一眞
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３８３号
和歌山県橋本市高野口町名古曽200番地の６
債務者　福住　多美
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第３号
和歌山市北出島２番地26、前住所和歌山市吉礼537番地２　A11棟469号
債務者　吉野　洋子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第７号
和歌山県有田郡湯浅町大字吉川242番地２
債務者　平田　　健
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第５５号
長崎県長崎市愛宕４丁目20番９号
債務者　笹田真由子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７号
広島県福山市新涯町２丁目11番44号　サントピア新涯Ｂ―102
債務者　井上るり子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第１０号
広島県福山市入船町２丁目11番６号
債務者　黒川　法三
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第１３号
広島県福山市新涯町３丁目８番27号
債務者　藤井　綾子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第９号
山口県防府市大字台道1354番地の82　県住Ｃ棟204号
債務者　中村　正直
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５号
松江市八雲町東岩坂3441番地31
債務者　井上　紀子
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２９号
群馬県前橋市広瀬町３丁目30番地　１―506号
債務者　池田　弘子
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係